

京都市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第11条の3第1項に規定する消費者安全確保地域協議会として、京都市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、京都市域における消費生活上特に配慮を要する高齢者及び障害者等の見守りその他の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 消費者被害の救済、防止又は見守り活動等の取組についての協議、情報交換
- (2) 消費者被害の救済、防止のための広報、啓発
- (3) 地域における見守り活動の推進に関する取組
- (4) その他、消費者安全の確保のために必要な活動

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に属する者で構成する。

- 2 協議会は、第2条の目的を達成するために必要な場合は、関係する機関や団体等を構成員に加えることができる。

(会長)

第5条 協議会を代表し、事務を掌理する者として会長を置き、京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター長をもって充てる。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センターに事務局を設置する。

(協議会の役割)

第7条 協議会は、第2条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行う。

- 2 協議会の構成員は、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守り、消費者被害の早期発見に努め、被害を発見又は予見したときは、速やかに協議会内の適切な構成員に情報提供を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議は必要に応じて会長が招集して開催し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員でない者に会議への出席を求めることができる。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(書面開催)

第9条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を構成員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

- 2 書面開催とする場合、前条第3項中の「出席した構成員」を「構成員の書面による回答」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第10条 協議会の構成員は、法第11条の5の規定に基づき、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月 日 から施行する。

別表（第4条関係）

	名称	備考
関 係 機 関	地域包括支援センター	介護保険法で定める
	社会福祉協議会	社会福祉法で定める
	民生児童委員	民生委員法で定める
	老人福祉員	
	障害者地域生活支援センター	障害者自立支援法で定める
	すこやかクラブ京都 （一般社団法人京都市老人クラブ連合会）	
	京都市地域女性連合会	
	京都府警察本部	
京 都 市	京都市文化市民局くらし安全推進部 くらし安全推進課	
	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室	
	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	
	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	
	京都市文化市民局くらし安全推進部 消費生活総合センター	事務局